(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十三号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県諏訪市大字中洲字扇平八六三・八六四の二・八六四のイ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十四号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町佐之国字瀬戸一九八二、一九八三、字隠己屋二〇二六、二〇三〇から二〇四八まで、二〇五三の一、二〇五四から二〇五八まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　字瀬戸一九八二・一九八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字隠己屋二〇三四から二〇三六まで・二〇四〇・二〇四二・二〇四三・二〇四五から二〇四七まで・二〇五三の一・二〇五五から二〇五七まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇四四、二〇五四
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡福智町上野一一六〇三の二・一一六〇四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市湯原字芳ヶ谷一一八五の一、一一八五の二
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字坂口三九〇、字道ノ上三九一
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢八一六七、八一七八の一、八一七九から八一八三まで、八二四〇、八二四一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛媛県松山市川の郷町乙一から乙一三まで、乙一六の六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　川の郷町乙一・乙一二・乙一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十八年四月十四日
　　農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県富士宮市猪之頭字西山二九二九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養（かん）